

備考

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会が電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令及び電気通信事業法第 26 条第 1 項各号の電気通信役務を指定する件の案を公示して意見の募集を行ったので、命令等制定機関としての意見公募手続は行っていません。
 - ・ 提出意見数：70 件
 - ・ 提出意見を踏まえた案の修正の有無：有
-
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会による意見募集時に公示した「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」については、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」として他省令の改正を含むものとして一括して決めました。
 - ・ 「電気通信事業法施行規則」の改正に関し、「本文（省令）」及び「新旧対照表（省令）」の青色網掛け以外の箇所については、上記の情報通信行政・郵政行政審議会による意見募集結果を踏まえて改正されたものではありません。（※当該箇所は、「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」（案件番号：145208638）を踏まえて定められたものですが、同一省令の改正であるため、一括して定められているものです。）
 - ・ 提出された意見を踏まえて修正を実施（電気通信事業法施行規則別表及び電気通信事業法第 26 条第 1 項各号の電気通信役務を指定する件第 1 項～ 4 項について修正）
 - ・ 用語・規定の整理、条項の移動など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を実施。